
環境省における災害廃棄物対策の 最近の取組状況について

令和6年5月

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室

松崎 裕司



災害廃棄物とは

- 災害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する一般廃棄物。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に則り、一般廃棄物の処理責任を有する市町村が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。
⇒平時より、一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体と連携し、災害廃棄物処理計画を策定するなどの措置を講じる必要がある。
- ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

< 関連規定の抜粋（廃棄物処理法） >

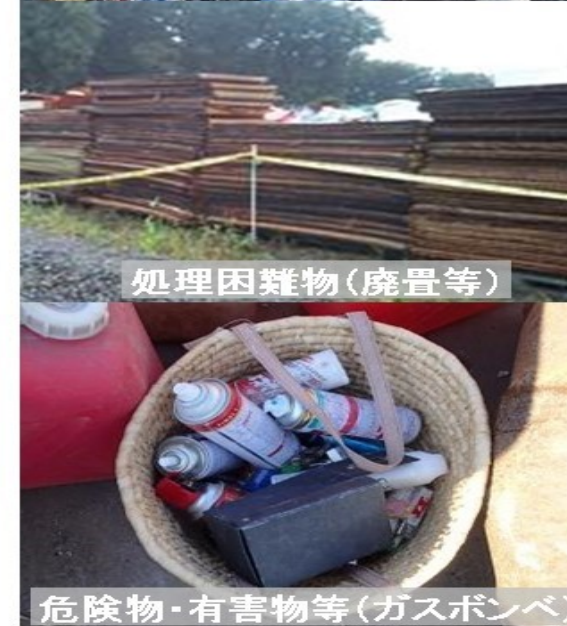
第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

災害廃棄物の種類

- 災害時には、様々な種類の廃棄物が、一度に大量に発生。



災害廃棄物処理の流れ



<被災地域>

- 被災した家屋から出てきた片付けごみ等の撤去
- 収集、運搬
- 廃棄物の一時集積 など

<仮置場>

- 一次仮置場
 - 粗選別、分別
 - 保管
 - 処理困難物の対応
 (比較的規模の大きい災害)
- 二次仮置場
 - 移動式及び仮設処理施設による中間処理 など

<処理・処分先>

- 既存の中間処理施設 (産廃施設も含む)
- 最終処分
- 再資源化 (復興資材への利用)

災害廃棄物処理の必要性

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要であり、**被災地域の早期の復旧・復興**のために必要。

〈初動対応が遅れ、早期の復旧・復興に支障が生じた過去の事例〉

【事例1】

初動対応の遅れにより、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物が集積された事例。

⇒このような集積場所が多数できると生活環境の悪化や、収集や解消に多大な労力を要する。



【事例2】

仮置場に災害廃棄物が分別されずに混合状態で搬入された事例。

⇒災害廃棄物の搬出が困難になることや生活環境の悪化、処理・処分費用の増大、処理期間の長期化等が問題になる。



**事前準備（災害廃棄物処理計画）に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要！**

災害廃棄物処理の三原則

- 災害廃棄物の処理は、被災した**市民の衛生環境や安全**を第一とし、**スピード**感を持って処理にあたることが重要であるとともに、処理負担が自治体の財政を圧迫する可能性もあるため、**費用**にも配慮する必要がある。
- また、最終処分場の延命化のため、リサイクル率を高める努力が必要であり、**分別・リサイクルを推進**することは、安全・スピード・費用負担の改善に繋がる。

安全

- **被災した市民の衛生環境や安全を第一に。**
- **アスベスト**を含む廃棄物や**危険物・有害廃棄物等**（スプレー缶、薬品、灯油等）は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

災害廃棄物 処理の三原則

スピード

- **周辺の環境や住民の健康に著しい悪影響**を及ぼしている場合（例：腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等）は、スピード重視で処理を行う必要がある。

費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の**経済的負担を軽減**することに繋がる。
- これら多額の予算を執行するためには、**膨大な量の事務作業が発生**するので、早めに必要な人員を確保することも重要。



政府全体での巨大災害に対する検討状況

南海トラフ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (R3.5 改正)

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (中央防災会議 R3.5 改)

被害想定 (内閣府防災 R元.6)

◇災害廃棄物発生量推計 (津波堆積物含む)
2億4千万トン

出典:令和3年度災害廃棄物対策推進検討会

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和7年度60%
(全国の全市区町村)

首都直下

首都直下地震対策特別措置法 (H30 改正)

首都直下地震緊急対策推進基本計画 (中央防災会議 H27.3)

首都直下地震の被害想定と対策について (内閣府防災 H25.12)

◇災害廃棄物発生量推計 (火災による消失被害含む)
1億1千万トン

出典:「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ」 H26.3 環境省

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
100%に近づける
(1都3県の全市町村)

日本海溝・千島海溝

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (R4.6 改正)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 (中央防災会議 R4. 改定予定)

被害想定 (内閣府防災 R3.12)

◇災害廃棄物発生量推計 (津波堆積物含む)

日本海溝モデル **7,600万トン**
千島海溝モデル **3,900万トン**

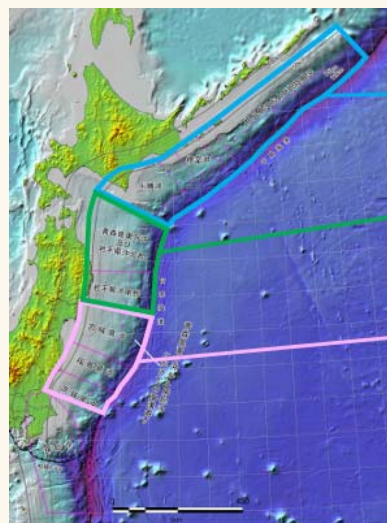
出典:令和5年度災害廃棄物対策推進検討会

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和7年度70%に近づける
(推進地域の市町村)

東日本大震災を大きく上回る大量の災害廃棄物が発生する可能性

政府における日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策

対象災害と検討の背景



①千島海溝モデル（十勝沖～択捉島）

②日本海溝モデル（岩手県沖～青森県東方沖）

③東北地方太平洋沖地震

※図引用元）第42回中央防災会議資料

房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖にかけての日本海溝・千島海溝周辺のプレート境界やプレート内部では、マグニチュード7や8クラスの花溝型の巨大地震が多数発生している。

津波を伴うこれらの地震に対し、政府は様々な検討を実施中。

検討の沿革

- H15.10 中央防災会議内に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」を設置
- H16.04 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策に関する特別措置法（以下「特措法」）」公布（施行翌年）
- H18.02 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」策定（中央防災会議）
- R2.04 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」での検討を踏まえ、**最大クラスの震度分布・津波高等の推計結果**を公表
- R3.12 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」での検討を踏まえ、**被害想定**を公表
- R4.05 **改正「特措法」公布**（翌月施行）
- R4.09 第42回中央防災会議にて、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」を改正し、**防災対策推進地域、対策特別強化地域**を指定

災害廃棄物対策の推進について

国（環境省）での施策方針

- ◆ まずは地方公共団体レベルで災害廃棄物の処理を行える体制作りをサポート
- ◆ 同時に、市区町村で処理が難しい場合等に備え、広域レベルでの連携支援体制を構築

※災害廃棄物は市区町村が主体となって処理

地方公共団体 レベルの取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定 ➢ 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む） ➢ 都道府県や近隣自治体との連携強化、災害協定の締結 ➢ 人材育成・確保、研修・セミナーへの参加 	など
地域ブロック レベルの取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域ブロック協議会の運営、他省庁等との連携強化 ➢ 大規模災害に備えた行動計画の策定 ➢ 災害廃棄物対策の取組事例・処理ノウハウの共有 ➢ セミナーや人材交流等の人材育成 ➢ 合同防災訓練の実施 	など
全国レベルの 取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証 ➢ 国内の災害廃棄物取組状況の調査 ➢ 全国規模の地域ブロック間の広域連携の推進 ➢ 災害廃棄物処理に関する技術開発 ➢ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備 ➢ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）の整備 	など

令和6年能登半島地震への対応

住家の被害状況 [棟] (令和6年5月8日時点)

都道府県名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
新潟県	105	3,009	19,699		14	22,827
富山県	244	741	17,432			18,417
石川県	8,248	16,325	54,353	6	5	78,937
合計	8,597	20,087	92,081	6	19	120,790

※ 表の数字は令和6年能登半島地震に係る被害状況等について（非常災害対策本部）より引用

※ 非住家被害は公共建物203棟、その他24,472棟
（令和6年能登半島地震による人的・建物被害被害状況の状況について（石川県））

新潟県新潟市 路面の隆起
(1月2日)



石川県穴水町 民家の被害
(1月5日)



石川県七尾市 道路被害
(1月9日)



※画像は全て環境省撮影

災害廃棄物の発生量推計（石川県）

市町名	全壊・半壊棟数 推計値（棟）	災害廃棄物発生 推計量（万トン）	年間ごみ排出量と の比較（年分）	市町名	全壊・半壊棟数 推計値（棟）	災害廃棄物発生 推計量（万トン）	年間ごみ排出量と の比較（年分）
珠洲市	10,940	57.6	132	内灘町	868	4.9	6
輪島市	8,662	34.9	31	津幡町	1	0.0	0
能登町	6,045	31.3	46	金沢市	25	0.1	0
穴水町	5,153	27.5	96	野々市市	0	0	0
奥能登計	30,800	151.3	59	白山市	7	0.0	0
志賀町	4,999	28.9	44	川北町	0	0	0
七尾市	10,310	49.8	24	能美市	8	0.0	0
中能登町	2,320	5.3	14	小松市	32	0.0	0
羽咋市	849	1.8	3	加賀市	22	0.0	0
宝達志水町	46	0.1	0				
かほく市	357	1.8	2	合計	50,644	244.0	7

<推計条件など>

- 災害廃棄物発生量（推計値）
「全壊・半壊建物から発生する解体ごみ」+「家具・家財などの片付けごみ」
- 全壊・半壊建物数の推計方法
 - ① 全壊・半壊数が公表されている市町は、実数値（小松市、加賀市、能美市、川北町）
 - ② 全壊・半壊数が公表されていない市町は、防災科研が提供するデータを活用（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、金沢市、白山市、野々市市、津幡町）
 - ③ 液状化の影響が大きい市町は、応急危険度判定を活用（かほく市、内灘町）

令和6年2月6日石川県記者会見資料

災害廃棄物のスケジュール（石川県）

■ 令和7年度末の処理完了を目標とする

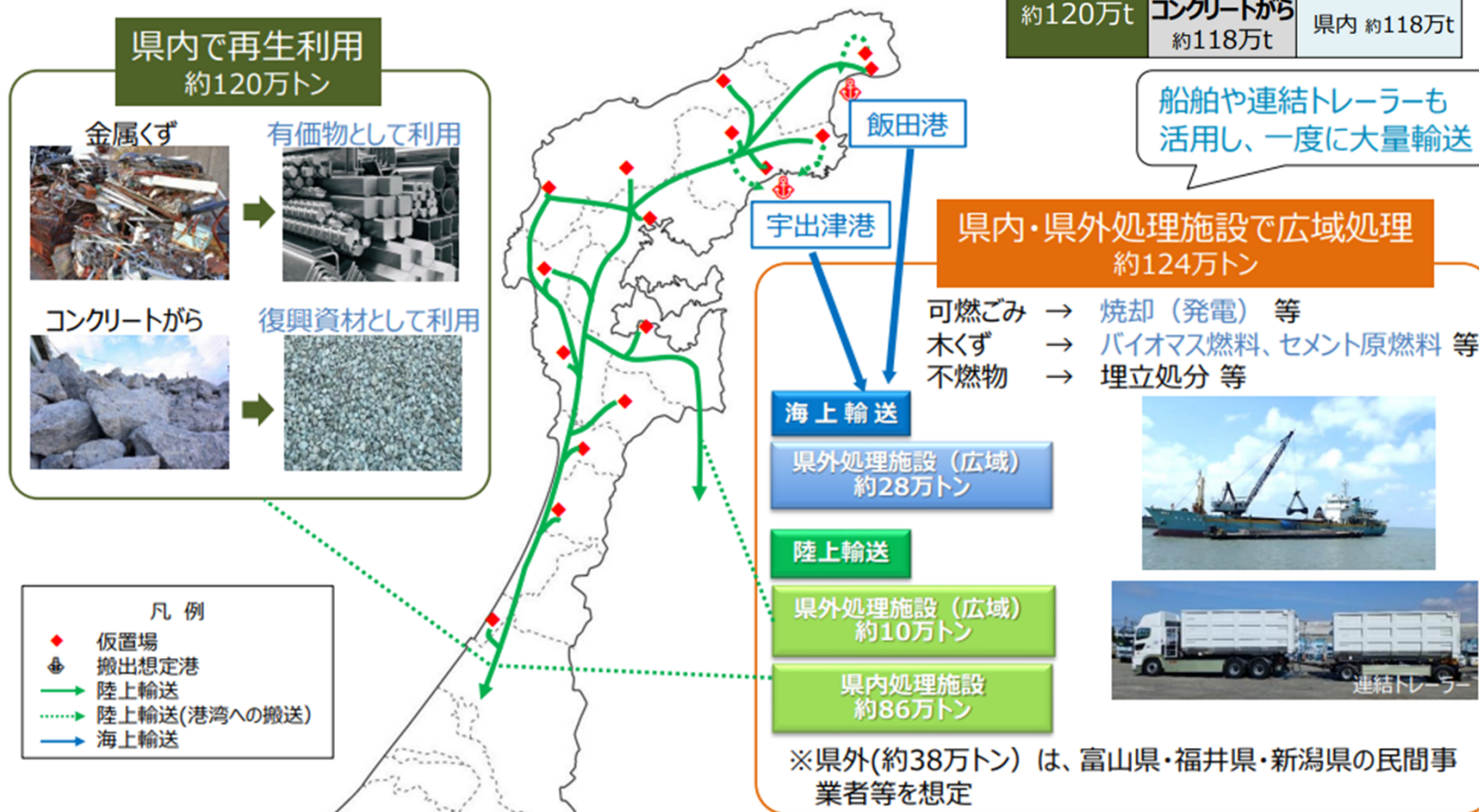
		令和5年度			令和6年度												令和7年度														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
県災害廃棄物 処理実行計画		★ 計画の実行（必要に応じて見直し）																													
		★ 基本方針の策定																													
県内 処理	仮置場の設置運営	★ 開設 選定 設置運営																													
	公費解体工事の実施	受付 解体工事実施																													
	災害廃棄物の処理	運搬、処分																													
広域処理		調整																													
		運搬、処分																													

石川県災害廃棄物処理の基本方針（令和6年2月6日策定）

災害廃棄物の運搬・処理の計画（石川県）

- 可能な限り分別・選別し、再生利用
- 県内の処理施設を活用するとともに、目標処理期間内での処理完了に向け、海上輸送も活用し、県外で広域処理

区分	種類別	処理先
処理 約124万t	可燃物 約13万t	県内 約6万t
		県外 約7万t
	木くず 約38万t	県内 約17万t
再生利用 約120万t	不燃物 約73万t	県外 約21万t
	金属くず 約2万t	県内 約63万t
	コンクリートがら 約118万t	県外 約10万t
		県内 約2万t
		県内 約118万t



(参考) 近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	災害の種別	発生年月	損壊家屋数 [棟]					災害廃棄物量 [万トン]	処理期間	
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水			焼損
東日本大震災 ^(※1)	地震・津波	H23年 3月	122,005	283,156	749,732	1,489	9,786	火災 (330件)	3,100 (津波堆積物 1,100を含む)	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災 ^(※2)	地震	H7年 1月	104,906	144,274	390,506			7,574	1,500	約3年
熊本地震 ^(※3) (熊本県)	地震	H28年 4月	8,657	34,491	155,095			火災 (15件)	311	約2年
平成30年7月豪雨 ^(※4) (岡山県,広島県,愛媛県)	水害	H30年 7月	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737		190 ^(※5)	約2年
令和元年房総半島台風 ・東日本台風 ^(※6)	水害	R1年 9~10月	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010		109 ^(※7)	約2.5年
新潟県中越地震 ^(※8)	地震	H16年 10月	3,175	13,810	105,682			建物火災 (9件)	60	約3年
令和2年7月豪雨 ^(※9)	水害	R2年 7月	1,627	4,535	2,116	1,741	6,266		42.4 ^(※10) (土砂混じり がれきを含む)	約2.5年
令和4年福島県沖地震 ^(※11)	地震	R4年 3月	224	4,630	52,388				37.0 ^(※12)	

(※1) 消防庁災害情報の合計 (令和3年3月9日時点)

(※2) 消防庁災害情報の合計 (平成18年5月19日時点)

(※3) 内閣府防災被害報告の合計 (平成31年4月12日時点)

(※4) 主要被災3県の公表値の合計 (平成31年1月9日時点)

(※5) 主要被災3県の合計 (令和3年3月時点)

(※6) 内閣府防災被害報告の合計 (令和2年4月10日時点)

(※7) 被災自治体からの報告の合計 (令和4年3月末時点)

(※8) 内閣府防災被害報告の合計 (平成21年10月27日時点)

(※9) 消防庁災害情報の合計 (令和3年11月26日時点)

(※10) 被災自治体からの報告の合計 (令和5年2月末時点)

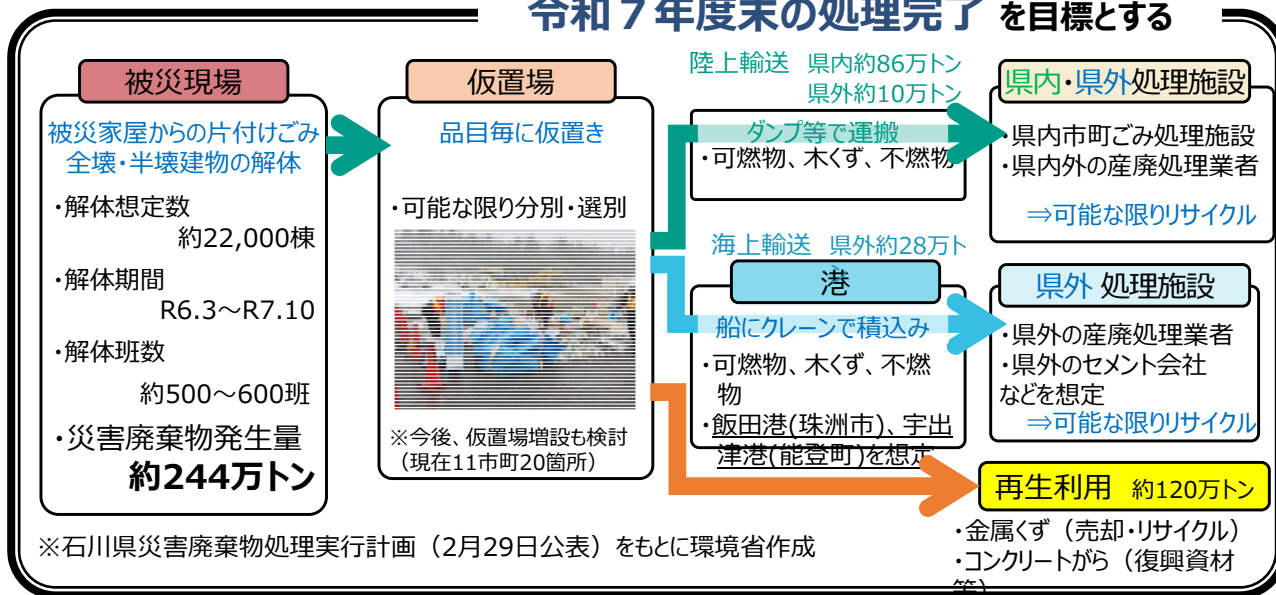
(※11) 消防庁災害情報の合計 (令和5年3月24日時点)

(※12) 令和5年1月末時点の調査における推計値

令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物処理及び浄化槽復旧の推進について

- 膨大に発生する災害廃棄物を**令和7年度末までに処理完了**するという目標達成に向けて、経験・知見を持つ職員や、他の自治体職員の派遣・常駐等による**人的支援**、**技術支援**を行うとともに、**特例的な財政支援**を行うことにより、**広域処理**も含めて処理が円滑・迅速に進むよう、総力を挙げて被災自治体を支援する。
- 浄化槽について、**上水道の復旧スケジュールを踏まえ**、各住民の帰還希望に対応した早期復旧を実現すべく、**財政支援**・**人的支援**を行う。

災害廃棄物処理



浄化槽復旧



地震により浮き上がった浄化槽
(画像は七尾市内の例)



地震により浮き上がった浄化槽
(画像は珠洲市内の例)



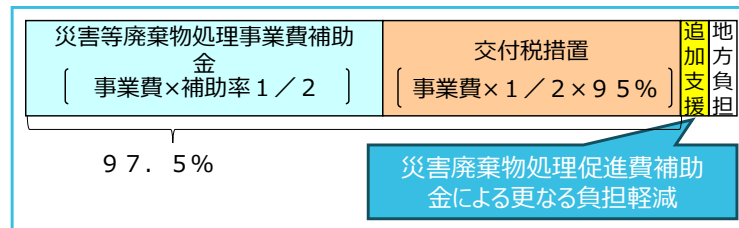
財政支援・人的支援・技術支援

- ・市町村設置型の浄化槽のみならず、個人設置型の浄化槽についても、市町村の補助事業と組み合わせることで復旧費用に対する財政支援を実施
- ・被災自治体に人的支援を行い、市町における復旧事業を直接支援
- ・**コールセンターを設置**し、住民のニーズ把握、点検・復旧工事の実施のフローを構築

人的支援・技術支援

- ・経験・知見を持つ環境省職員や、**環境省人材バンクを活用した他の自治体職員の派遣・常駐等による人的支援**
- ・「**公費解体・撤去マニュアル**」の周知や、「所有者不明建物管理制度」に関する被災自治体職員向けの相談窓口の開設

財政支援



災害廃棄物対策の基本方針

- 現地支援チームを被災地に派遣し、被災市町村のニーズに即してきめ細やかな対応

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握
(人材バンクを活用した自治体職員の派遣)
- 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- 生活ごみ、片付けごみ等処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保



能登町での浄化槽の状況確認

2. 災害廃棄物撤去

- 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- 被災家屋の片付けごみ・家屋解体ごみ等の撤去・仮置場への搬出
- 全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の応援による収集運搬支援



輪島市での仮置場の状況確認

3. 災害廃棄物処理

- 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理

石川県の被災したごみ焼却施設・し尿処理施設等の状況 (令和6年5月14日時点)



石川県のごみ焼却施設等の状況

現状

- 4施設が被災し、全ての施設が復旧。県内外の施設による処理から、復旧施設での処理に順次移行。

課題

避難所や停止していた施設で保管している廃棄物の受入処理施設の確保。

対応

排出状況に応じて広域的な処理を調整。

石川県のし尿処理施設の状況

現状

- 7施設が被災。5施設が復旧。停止中の2施設では受入タンクを一時貯留基地として利用中。
- 一部、下水処理場を利用した処理を実施。
- 仮設トイレの急速な増設に併せて回収体制を順次強化。

課題

処理施設の早期復旧

対応

各施設のプラントメーカーと連携し、早期復旧に取り組む。

被災施設数：

石川県 11 施設

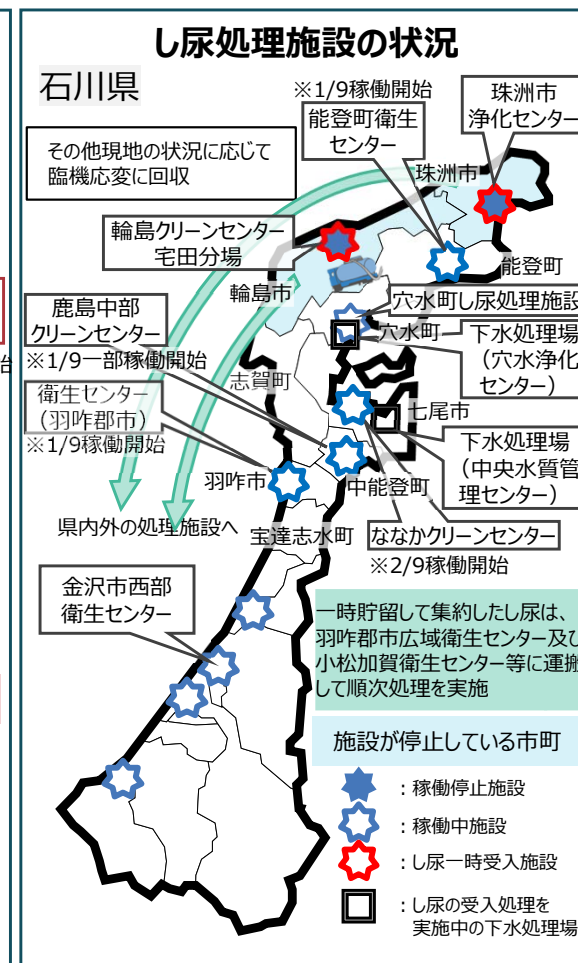
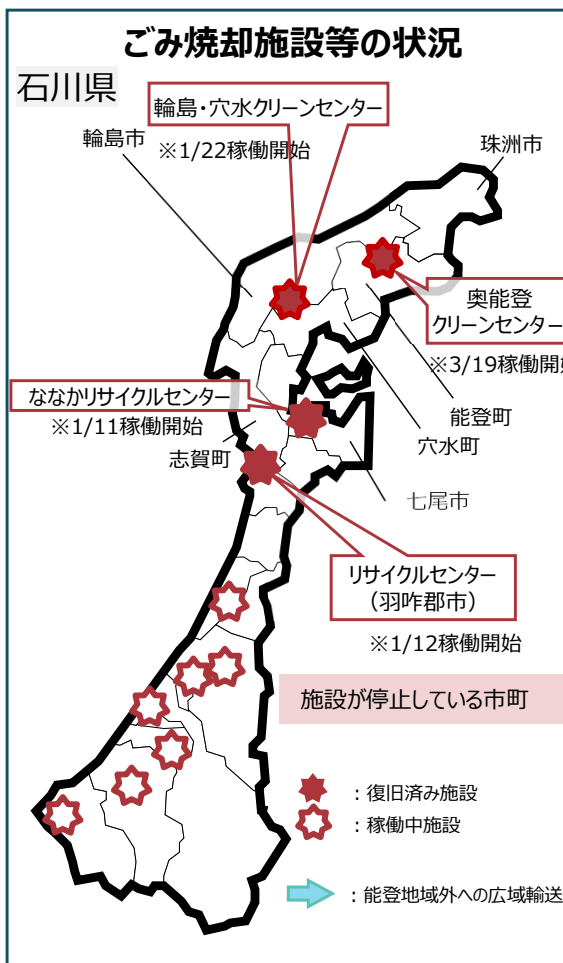
うち復旧施設：9 施設

うち代替措置：2 施設

石川県

施設名称	見通し	対応状況	処理能力
奥能登 クリーンセンター		—	30t/日
輪島・穴水 クリーンセンター	1/22復旧	—	35t/日
ななか リサイクルセンター	1/11 復旧	—	70t/日
リサイクルセンター (羽咋郡市)	1/12 復旧	—	66t/日

施設名称	見通し	対応状況	処理能力
珠洲市 浄化センター		代替措置：貯留ピットに一時 貯留後に輸送	29kL/日
能登町 衛生センター	1/9 復旧	—	25kL/日
輪島クリーンセンター 宅田分場		代替措置：貯留ピットに一時 貯留後に輸送	40kL/日
穴水町 し尿処理施設	3/11 復旧		7kL/日
ななか クリーンセンター	2/9 復旧		79kL/日
鹿島中部 クリーンセンター	1/9 復旧	— (※1系統運転で対応)	6.2kL/日
衛生センター (羽咋郡市)	1/9 復旧	—	80kL/日



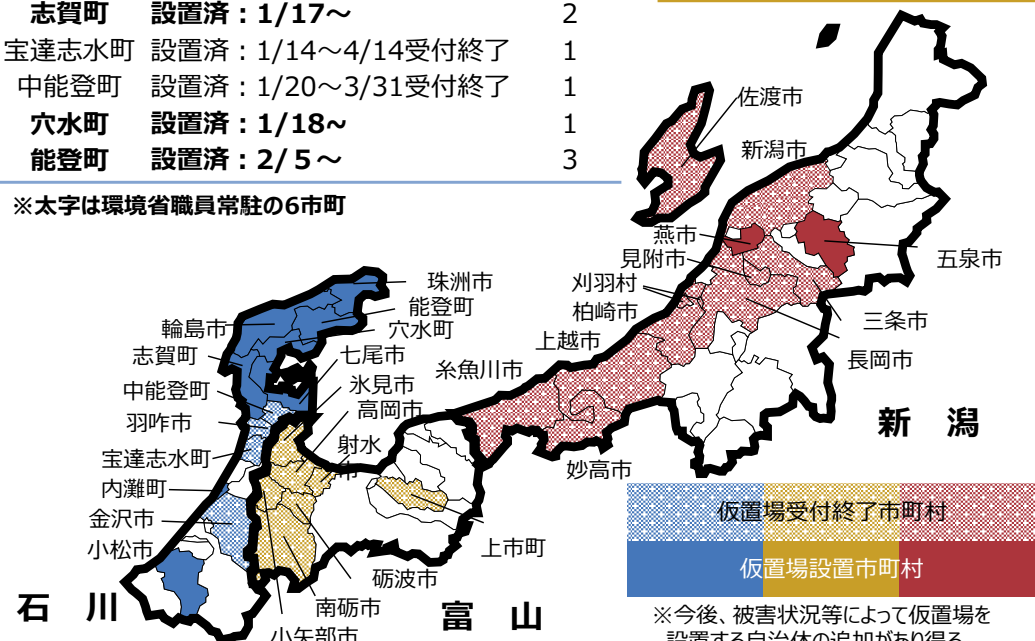
災害廃棄物の仮置場設置状況 (令和6年5月14日時点)

- 適切な分別を行うことにより処理コストの削減やリサイクルの促進につながる一方で、分別が不十分な場合、仮置場での迅速な搬入・搬出の妨げになることや、危険物の混入等による火災の発生、生活環境の悪化等につながるおそれがあることから、仮置場での適切な分別をお願いしているところ。
- やむを得ない事情等により、搬入前の分別が十分に行えない場合、仮置場内の空きスペースに誘導し、被災者の荷卸しや分別に関する支援を行い、分別を行った上で受け入れるなど、**各現場の状況等に応じてきめ細かな支援**を行う。
- 自力での片付け、搬出、仮置場への持ち込み等が困難な住民（高齢者世帯等）には、**ボランティア等と連携**した、被災家屋からの片付けごみ等の撤去・搬出を行う。

石川県			富山県			新潟県		
自治体名	仮置場設置状況	設置数	自治体名	仮置場設置状況	設置数	自治体名	仮置場等設置状況*	設置数
金沢市	設置済：1/4～1/14受付終了	1	高岡市	設置済：1/3～2/29受付終了	1	新潟市	設置済：1/3～5/2受付終了	7
七尾市	設置済：1/12～	2	氷見市	設置済：1/4～3/20受付終了	1	長岡市	設置済：1/9～1/31受付終了	2
小松市	設置済：1/4～	1	砺波市	設置済：1/9～1/31受付終了	1	三条市	設置済：1/5～1/31受付終了	1
輪島市	設置済：2/1～	3	小矢部市	設置済：1/13～2/29受付終了	1	柏崎市	設置済：1/11～3/30受付終了	1
珠洲市	設置済：2/1～	3	南砺市	設置済：1/6～1/31受付終了	1	見附市	設置済：1/10～1/31受付終了	1
羽咋市	設置済：1/12～	1	射水市	設置済：1/4～3/29受付終了	1	燕市	設置済：1/5～	2
内灘町	設置済：1/22～	1	上市町	設置済：1/4～1/21受付終了	1	糸魚川市	設置済：1/8～1/21受付終了	3
志賀町	設置済：1/17～	2				妙高市	設置済：1/5～1/19受付終了	2
宝達志水町	設置済：1/14～4/14受付終了	1				五泉市	設置済：1/5～	1
中能登町	設置済：1/20～3/31受付終了	1				上越市	設置済：1/5～5/2受付終了	4
穴水町	設置済：1/18～	1				佐渡市	設置済：1/9～4/26受付終了	3
能登町	設置済：2/5～	3				刈羽村	設置済：1/11～3/30受付終了	1

※太字は環境省職員常駐の6市町

*※市町村焼却施設又は処分業者へ直接持ち込みを含む



※今後、被害状況等によって仮置場を設置する自治体の追加があり得る。



公費解体・撤去に向けた取組

環境省の支援



財政支援

全壊・半壊家屋の解体・撤去について、災害等廃棄物処理事業費補助金及び地方財政措置による市町村への97.5%の財政支援決定 (1/26)

災害廃棄物処理促進費補助金による更なる負担軽減の決定 (3/1)

人的支援

災害廃棄物処理の知見を有する環境省職員や他自治体職員の派遣 (1/2以降順次)

特に被害の甚大な地域で、知見を有する環境省職員や他自治体職員から成る解体・撤去専門チームによる支援 (1月末～)

他自治体からの応援職員派遣による体制支援 (県と連携) (2/19～)

技術支援

補助金や公費解体・撤去に関する自治体向け説明会の開催 (1/10 : 以降順次開催)

「公費解体・撤去マニュアル」の策定・提供 (1/29)

公費解体・撤去マニュアルを改定し (第3版)、本人確認の方法や、登記事項証明書の提出の要否など申請書類の考え方等を追記 (3/26)

公費解体・撤去マニュアル (第3版) の自治体向け説明会の開催 (4/2)

公費解体・撤去マニュアルを改定し (第4版)、所有者不明建物管理制度の活用等について追記 (4/15)



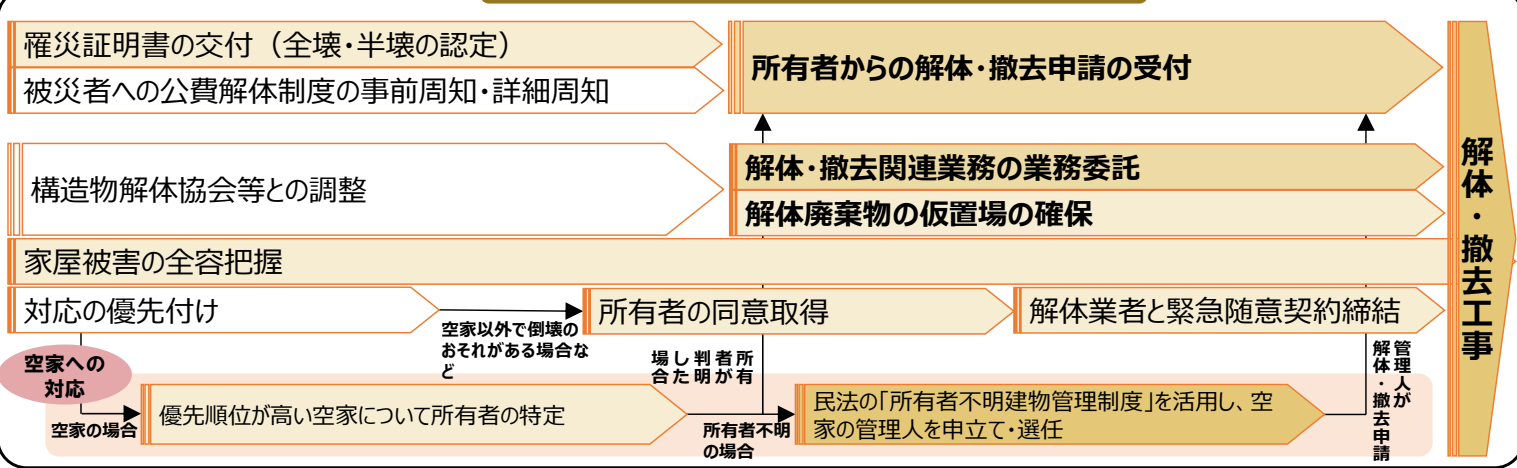
空家等への対応

空家への対応の法的整理に係る事務連絡の発出 (1/29)

「所有者不明建物管理制度」等の活用に係る市町職員向け相談窓口設置の周知 (2/5) (3/29再周知(相続等の相談も対象))

石川県司法書士会等が設置の無料相談窓口で、被災者が申請を行う際の家屋の相続、同意取得等に関する相談が可能である旨、各市町から申請者に対して情報提供を行うよう周知 (3/25)

自治体の家屋解体・撤去事業のフロー



石川県における全壊・半壊建物の解体予定



・解体想定数 約22,000棟
・解体期間 2024.3～2025.10

出典：石川県発表資料より作成

公費解体の進捗状況について（令和6年5月11日時点）

公費解体の申請受付事務等の加速化

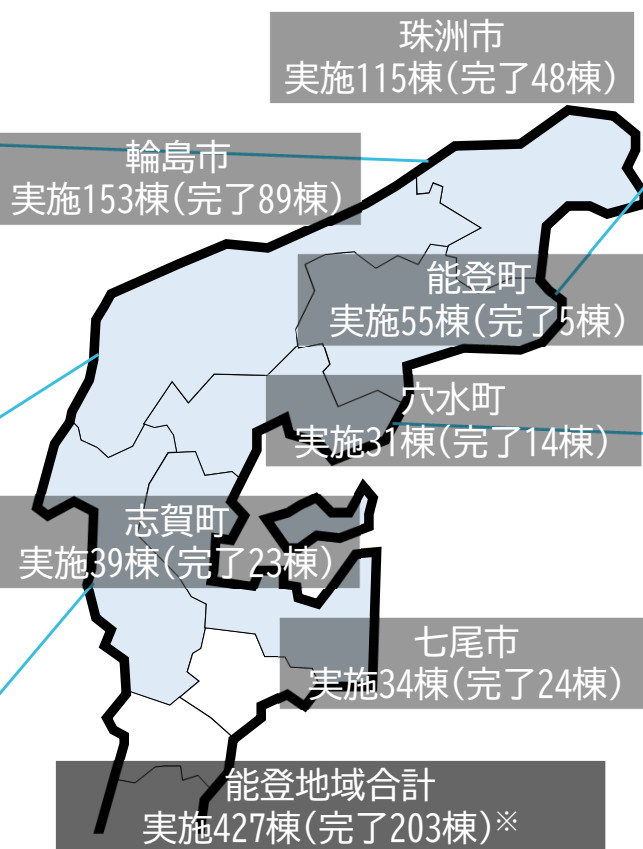
石川県内で**公費解体の申請受付が着実に増加（11,397棟）**。災害廃棄物の知見・経験を有する環境省職員や自治体職員によるマネジメント支援とともに、市町の要望も踏まえ応援自治体職員の派遣等により申請受付事務、申請のあった家屋の解体工事の契約事務の加速化を支援。

解体事業者の確保

災害時応援協定に基づく石川県構造物解体協会の協力により、ピーク時に**平均600班が対応できる体制を北陸ブロック内で確保済**。奥能登2市2町における解体事業者の宿泊地について、**当面は民間施設等を活用**。本格化に伴い増加する需要については**仮設の宿泊施設を設置予定（候補地9箇所）**。**民間施設等を含め合計約1,600名分を選定済**。

優先度の高い家屋の公費解体の実施

倒壊のおそれがあるなど解体の優先度の高い家屋から、公費解体工事を**石川県内にて485棟実施（237棟完了）**



※自費解体により先行実施（実体上は解体されており、公費解体扱いとして後日費用償還見込み）されたものを含む。

環境省の支援体制

環境本省

災害廃棄物対策チーム
 廃棄物適正処理推進課・災害廃棄物対策室・浄化槽推進室



石川県 現地支援チーム

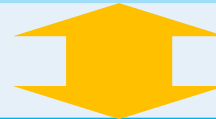
現地対策本部 リエゾン

・派遣期間：1月2日～



石川県庁常駐

・派遣期間：1月2日～



6市町常駐

・派遣期間：1月5日～
 ・派遣先：珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市

富山県・新潟県派遣

・派遣期間：1月2日～（新潟）
 3日～（富山）

D.Waste-Net

・持続可能社会推進コンサルタント協会（専門家派遣）
 ・におい・かおり環境協会（専門家派遣）
 ・日本環境衛生センター（専門家派遣）
 ・全国都市清掃会議（収集支援）
 ・全国清掃事業連合会（収集支援）

人材バンク

・派遣期間：1月5日～
 ・派遣先：2県14自治体

応援職員短期派遣※

・派遣期間：1月13日～
 ・派遣先：2県13自治体

※災害廃棄物中部ブロック
 広域連携計画等

本ページに記載されている団体は一例であり、
 多くの関係者からご協力をいただき、被災地を支援している。

今後の対応について

令和6年能登半島地震の被災地では、生活ごみ、避難所ごみ、し尿、片付けごみ、解体ごみ等の災害廃棄物が大量に発生しており、多くの関係団体の御協力のもと、災害に伴う廃棄物処理を鋭意進めている。 対応にご協力いただいた皆様に対して、改めて感謝申し上げます。

他の自治体職員の派遣・常駐等による人的支援、技術支援を行うとともに、特例的な財政支援を行うことにより、広域処理も含めて処理が円滑・迅速に進むよう、引き続き被災自治体を支援する。

また、公費解体や浄化槽復旧の本格化に向けた対応を進めるにあたり、継続的な支援が必要となるため、引き続きご協力を賜りたい。



公費解体に向けた受付



解体工事の様子